

平成28年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成28年6月27日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|------------|--|----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第44号 | 平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕 | 総務文教 (原案可決) |
| 第 3 | 議案第40号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について | (原案可決) |
| 第 4 | 議案第41号 | 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(建築主体工事)〕 | (原案可決) |
| 第 5 | 議案第42号 | 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(機械設備工事)〕 | 生活環境 (原案可決) |
| 第 6 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(電気設備工事)〕 | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第45号 | 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕 | (原案可決) |
| 第 8 | 平成28年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について | 総務文教 (採 択) |
| 第 9 | | 閉会中の継続調査及び審査の申し出について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第44号(報告・表決)
- 日程第 3 議案第40号から日程第 7 議案第45号(報告・表決)
- 日程第 8 平成28年請願第1号(報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第1号(説明・表決)
- 日程第 9 閉会中の継続調査及び審査の申し出について(表決)

○出席議員(16人)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 児 玉 朋 也 | 2番 | 末 広 和 基 |
| 3番 | 賀 屋 幸 治 | 4番 | 北 地 範 久 |
| 5番 | 西 村 一 啓 | 6番 | 和 田 芳 弘 |
| 7番 | 大 井 涉 | 8番 | 網 谷 芳 孝 |
| 9番 | 藤 井 馨 | 10番 | 山 崎 年 一 |
| 11番 | 日 域 究 | 12番 | 細 川 雅 子 |
| 13番 | 寺 岡 公 章 | 14番 | 原 田 博 |
| 15番 | 田 中 実 穂 | 16番 | 山 本 孝 三 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自治振興課長
社会健康課長
監理課長
上下水道局業務課長
総務学事課長

○出席した事務局職員

議会事務局長
局長補佐兼議事係長

入山欣郎
太田勲男
大石泰修
政岡浩
青森和中成
米中伸泰
坪浦安希雄
平田靖
西岡和範
吉岡尚美
三原英也
中川克彦
吉原等
野島晶則
香川繁喜
北林光弘
野崎光弘

福重邦彦
三浦暁雄

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、議案審査報告書について、請願審査報告書について、閉会中継続調査及び審査の申出書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、原田 博議員、16番、山本孝三議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第44号 平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第44号平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、原田 博議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成28年6月14日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第44号 | 平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕 | 原案可決 |

平成28年6月15日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 原田 博

〔総務文教委員長 原田 博議員 登壇〕

○総務文教委員長（原田 博） 去る6月14日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案44号平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕について、6月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

本件では、「小方地区のまちづくり基本構想について、2次募集が採択された場合の発

注時期と、不採択になった場合の財源について伺う」との質疑に対し、「2次募集については、県を通して申請を出したばかりで、まだスケジュールも示されていないが、早くとも8月中の発注になるのではと考えている。2次募集でも不採択だった場合については、可否が決定されるであろう7月までに次の財源を検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「2次募集も不採択だった場合は、財政調整基金を崩してでもやるべき事業だと思うが、どのように考えているか伺う」との質疑に対し、「今、このタイミングでしなければいけない事業なのか、種々考慮しながら、一般財源を使うことも考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「小方地区のまちづくり基本構想の策定に当たっては、前任期中にまちづくり対策特別委員会でゾーニングした資料は参考にしていただけるのか伺う」との質疑に対し、「市民を代表する皆様が、知恵を絞り作成したものを提案していただいた。そのことは頭に入れながら、これからのことを考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「教育財産で補償費等もらったものを地方創生事業基金にすると、何に使ってもいいようになるのでは。教育関係に絞って使うべきではないか。地方創生事業基金とはどういった目的を持ったものなのか伺う」との質疑に対し、「地方創生事業基金については、現在のところ、特に用途を定めていない。中長期的な視点において、大竹市における地方創生に関する事業であれば展開できるということにしており、教育関係のことに使えないというものではない。現在は何に使うのかを決める段階ではないと考えている」との答弁がございました。

次に、「消防団で使用するエンジンカッターやチェーンソーで100万円の予算となっているが、どういうものを整備するのか伺う」との質疑に対し、「東日本大震災等で消防団の方が多数犠牲となったことから、平成26年に総務省消防庁が消防団装備の基準を改正し、安全装備品や連絡手段の充実、そして救助用活動資機材の追加を図っている。大竹市消防団においては、安全装備品、消防団無線機はほぼ整備できているが、救助用活動資機材はまだ整備されていないため、約15万円のエンジンカッターを4台、約6万円のチェーンソーを6台購入する予定である。家庭で使用するものと比べると相当高額になるが、倒壊建物等でも救助用に使いこなせる性能を持つ必要があるため、この金額になっている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番(大井 渉) 一般会計補正予算、第44号ですね、私は、多分委員会で賛成したと思うんですが、今も委員長報告でありましたように、小方の公民館の土地売却収入と、それから補償費ですね、公民館とあれ、こういうものについて解体費あるいは設計費等を差し引いた金額を地方創生基金に積み立てるということにつきましては、今後、協議検討していくという内容でしたけど、反対ではないんですけど、それはちゃんと守っていただきたい。この本会議が終わってから、あと、議員全員協議会があります。小方の公民館のあり方についても話し合いがあるようですけど、どういう内容が出てくるかわかりません。

これを、本来は教育財産ですから、教育財産を一般会計の何に使うかわからないという、さっき委員長報告がありました。そういう基金に積み立てること自体がおかしな基金であって、小方の地域の方は、あるいは避難場所であり、コミュニティ活動の拠点である。それをちゃんと残してほしいということを何回も要望している。でも、執行部からは、まだ正式な回答はありません。

今から全協でどういうことが話し合われるのかわかりませんが、とりあえず賛成はいたします。とりあえず賛成はいたしますけど、地域住民にちゃんと、公民館がなくなること、それから公民館の跡地を公民館に代替するようなものをちゃんと地域に対して、地域住民、特に小方学区の住民に対して説明するように強く求めて、一応賛成討論といたします。

○議長(児玉朋也) 他に討論ありませんか。

13番、寺岡議員。

○13番(寺岡公章) 私も賛成の立場で討論させていただきたいのですが、教育の財産の売り払いということで、教育という、実にわかりやすいところではありますけども、その場面その場面で必要な分野というのは必ずあるかなというふうに思いますし、逆に、市が保有している全く違う土地、または港から入ってくる収入、それは、では、その分野でしか使えないのかという理屈になるのはおかしいかなというふうに思います。

やはりその都度その都度で、行政は責任を持って、用途については考えていくべきかというふうに思います。ですので、このたびの補正予算につきましても、しっかりと場面場面で議論しながら、用途を決めていければというふうに思います。

以上です。

○議長(児玉朋也) 他に討論ありませんか。

11番、日域議員。

○11番(日域 究) お二人の討論聞いていて、急に私もしたくなつたんですけども。今、お二人がおっしゃったのは、お金の話ですね。もちろん今お金の話をしているわけですから。ただ、小方の公民館は、あくまでも公民館として、必要であるがゆえにあそこにあるわけであって、必要性がなくなつてはいませんよね。

たまたま道路が通って、それはそこで補償費が入ることはあるでしょう。それが一般財

源としてどこかによけておくという選択肢もないわけではないですけども、それは今の機能が、今まであった小方の公民館という機能が、これからも存続するということが満たされた上で、なおかつ余ったお金をどこの基金に積もうとそれはいいと思います。

たまたま道路がぶつかったがゆえに、公民館を廃止しようとか、目的を変えようとか、何か違った議論に行っているんじゃないか、進んでいるんじゃないかと思います。

今回は、まだ今からのことですから、きちんと説明すべきですが、時間はあるのかもしれませんが、ただ、何事も後から、内部で決めて、後から、もう選択肢がなくなった状態で、初めて表に出てくる。議会に正式に上がってくる。そして、イエスかノーかと言われても、なかなか難しい。そういうことが余りにも多過ぎます。

こういう昔からあって、あそこに人がたくさん住んでいて、公民館として大車輪の活躍しているものをどうするんだということも決めずに、予算だけあっち持って行く。もちろん戻ってくりゃあそれでいいんですけども、そうでないとしたら、順番が違ふよねって言いたいです。

だから、私も反対するほどの理由はありません。ただ、説明責任をちゃんと果たせ、そういう気がいたします。この次の議案もそうです。議会に出るタイミングが遅過ぎます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第7〔一括上程〕

議案第40号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議案第41号 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕

議案第42号 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕

議案第43号 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕

議案第45号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第40号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてから、日程第7、議案第45号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第

1号]に至る5件を一括議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

#### 生活環境委員会議案審査報告書

平成28年6月14日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

| 議案番号   | 件名                                       | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------|-------|
| 議案第40号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について                 | 原案可決  |
| 議案第41号 | 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕 | 原案可決  |
| 議案第42号 | 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕 | 原案可決  |
| 議案第43号 | 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕 | 原案可決  |
| 議案第45号 | 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕             | 原案可決  |

平成28年6月16日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、6月14日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案5件につきましては、16日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第40号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてでございますが、本件では「専用機器の設置とは、どういうものをいうのか。また、専用機器使用分の電気料金は、どういうふうに計算するのか。さらに事務手数料の160円とは、利用者にプラスし請求するものなのか伺う」との質疑に対し、「専用機器とは、支所等でも使用している戸籍や住民票等をFAXで送信するための複合機であり、公印を押印する機能がある。電気料金は、子メーターを設置し、機器の使用量がわかるようにする予定である。事務手数料は、請求1件につき、市から郵便局へ支払うものであり、住民の方が支払う交付手数料は、本庁や支所と同額である」との答弁がございました。

次に、「郵便局からすれば、専用機器を置くスペース等が必要となる。1件160円という事務手数料はどうであるのか伺う」との質疑に対しまして、「160円という金額は、これで元が取れるのかと言えば難しいと考える。郵便局としては、地元に貢献したいという意向もあり、こういうサービスを展開していると伺っている」との答弁がございました。

次に、「阿多田島の住民が、戸籍や印鑑証明書等を申請する件数は、どの程度と見込んでいるのか伺う」との質疑に対し、「阿多田地区だけでの統計をとっていないが、およそ年間で100件から150件程度と見込んでいる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第41号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕、議案第42号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕及び議案第43号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕の3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「耐震基準について、本市のような大きな津波や地震もないような地域は、設計基準の強度を1割か2割落とすことを国が認めている。6号棟は何割強度を落とし設計しているのか伺う」との質疑に対しまして、「学校や避難所については、強度の割り増しを行うが、市営住宅などは一般的な建築基準法で計算した強度で設計する。広島県の地域係数は0.9であるため、基準どおり0.9を掛け計算している」との答弁がございました。

次に、「LPガスの業者はどのように決めるのか。また、70戸以上のため、今現在は簡易ガス事業となるが、完成した段階ではどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「簡易ガス事業法による6号棟のガス供給業者を決定するため、現在、募集をかけている。また、建物が完成したときには、ガスは自由化されている予定であるが、簡易ガス事業という形は変わらないと聞いている。自由化されると、料金等については中国経済産業局では協議できない形になる状況である」との答弁がございました。

次に、「平成28年5月の生活環境委員協議会の資料では、敷地造成と建築工事の合計で約13億円である。この金額で造成と建物ができ、入居できる状況になるのか伺う」との質疑に対しまして、「工事に変更がなければ、この金額で入居までできる状況になる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、反対の立場で3名、賛成の立場で2名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「耐震性について国が基準を決めて、国のほうを向いてはいい顔をするが、市民のほうを向いては心配が残ることは改めるべきである。南海トラフ地震が来るのではないかとされているときに、コストが安ければよいという行政のあり方は正すべきである」との討論がございました。

次に賛成の立場では、「契約する業者は、今までの実績やランクも含め適合していると



判断する。地震や土砂災害など心配な面はあるが、今の基準で設計し、国の審査も合格した物件で、安全も担保された設計と理解している」との討論がございました。

他にも討論がございましたが、本席では省略させていただきます。

起立採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第45号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕でありますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案5件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 反対の立場で討論させていただきます。

この契約について、どうこういう気はございません、契約そのものはですね。ましてや、低入札ですから、大竹市にとっては非常にありがたい契約です。そういう意味では大賛成をしたいと思います。この場所の決定について、議会に説明するタイミングが非常に遅いというか、さっきも言いましたけど、真剣に意見をやりとりする場がないまま、この段階まで来ていますよね。

そもそも、これ委員会でもちょっと言いましたけど、もともとは黒川につくるといって、国から補助金までもらって、途中まで進めていた事業です。それを途中でやめるということは、かなり例外的なことだと思いますが、そういう説明は議会には一切ありませんでした。

そして、具体的に、今の御園2号棟・3号棟が岩国大竹道路に当たる、そういうことが決まった後で、そのときは切り取りという話を説明をしたような経緯があります。当然、そのときは土砂法の指定もされる前です。その後、土砂法の指定がされまして、それからしばらくたって、どういうわけか、黒川をやめて、御園6号棟をつくろうというふうに庁議で決めてますね。

でも、そのときに議会には満足な説明はされていません。そのときにきちんと説明をすべきであったと思うんですが、これは市の職員さんもおっしゃってました。やはり方向を変えるときには、きちんと、やっぱり議会でもあるし、市民にでもありますけども、もちろん市営住宅ですから、住んでいる方というのがあります。それをやらないまま方向転換した。そこが今の一番の問題だと思います。

多くの案件について、説明責任をする、果たす度量を持ってほしい。厄介なことは説明を避ける。思い返してみれば、そういう場面が余りにも多いと思います、大竹市政には。

厄介なときに、それをちゃんと皆さんに開陳して、そこで議論をして、でも、厄介だけど、それを乗り越えたらすばらしいものがあるのであれば、そっちへ一緒に頑張っていこうというのが、本来、大竹市のリーダーがすべきことです。それを避けて通るがゆえに、後になって問題が起こる。そのときにはもう手の打ちようがない。実際なかなか大変だと思います。ただ、私の立場からして、態度をあらわすのはこの場面しかないんです。

だから、今回の契約した2社かな、に対しては、本当に申しわけない気がいたしますけれども、その点はお許しいただきたいと思います。

本当は黒川住宅に、土砂法の指定もあったし、黒川住宅を、多少困難はあるかもしれないけど、加速するんだと。最近、加速という言葉がはやってますけれども、加速するんだって、だから、協力してほしいと、市長はそう言うべきであったと私は思います。

それと、もう1つ、これは全く今回のことは直接関係ありませんけれども、一般論として、自動車であれ、何であれ、お金を取って人様にサービスするというものですね。何でもそうです。お金を取って何かをする。自動車であれ、船であれ、飛行機でもそうでしょうね。自分が好きで、自家用のものに比べて、営業用のものというのは、ハードルが高くなっています。ホテルはもちろんそうですけれども、賃貸物件については、この国にはそういう規制がないですよ。どちらかというと、賃貸物件というのは、皆さんが自分でつくる家に比べれば質が劣ります。

今回でもそうですけれども、あえて、賃貸住宅だけ、そういう規制がないというのはおかしいなという、これは私の思いであって、今回の議案のことには直接は関係ありませんけれども。やはりあの場所に住むのは、物件説明とかを全然聞いたこともない人たちが賃借して住むわけですね。

安佐南の件でも、新婚さんが亡くなっていますけれども、それこそ、あそこは危険性がありますよという説明を受けずに、あの物件を借りて、新しい新居にしたんだと思います。賃貸、お金を取って営業として、市営住宅は営業じゃないと言われたら、それまでですけれども、つくる人間と違う人が使う場合に、一定以上ハードルを高くするというのは必要だと思います。そのことは一言言っておきたいと思います。

残念ですけれども、今回のことは反対させていただきます。

○議長（児玉朋也） 日域議員、ただいまのは議案第41、42、43号でよろしいでしょうか。

他に討論ありませんか。

15番、田中議員。

○15番（田中実穂） 私は、議案第41号から43号に至る3議案、市営住宅御園団地6号棟建築工事に係る工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論を行います。

入札方法は、3件とも1社による単独施工型として競争入札方式で行い、建築主体工事については3社が入札、その結果、河井建設工業株式会社に決定、河井建設工業株式会社は、防衛施設庁、国土交通省、また、広島県や広島市からも工事を受注されており、信頼できるものと思います。

また、機械設備工事は2社による競争入札を行い、株式会社中電工廿日市営業所に、電気設備工事は4社による入札の結果、株式会社中電工大竹営業所に、いずれも予定価格内

で落札したものであります。

株式会社中電工も、本市の学校建設などで優秀な技術を発揮されて、貢献していただいております。

以上のことから、3議案について賛成するものであります。

先ほど反対討論がございましたが、今回の議案、工事請負契約に対する討論ではなく、6号棟の建設そのものについての反対であります。6号棟の建設については、既に27年12月議会で補正予算が提案をされ、委員会で審議し、また、建設予定地も視察し、本会議で議決されているものであります。

議案の議決までは、おのおのの会派や個人の意見、考え方を述べることは当然許されるものであります。合意形成に向けて努力しなければなりません。議決した以上は、その事業や制度が円滑に、そして、効果を上げるために提言、努力をしていくのが議員としての本来あるべき姿であると申し上げて、私の討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

9番、藤井議員。

○9番（藤井 馨） 失礼します。議案第41号、議案第42号及び議案第43号の工事請負契約の締結について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

現在は、造成工事が進み、建設主体工事が始まろうとしているということで、本議案が3件出てきたということでございます。ここは以前からいろいろ議論になっておるんですけども、市営住宅御園団地6号棟建設予定地は、南側に高い山があり、秋から冬場にかけて、日照時間が非常に短くなり、冬至の前後になるとゼロの日があります。日当たりの少ないことで、人間は精神面に大きな支障を来し、病気を発症することもあると聞いています。

次に、この建設予定地は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、そして、土石流警戒区域に指定されることとなりました。皆さんが家の購入を考えるとときに何を考えますか。安全な場所であるか、日当たりがよいか、買い物や駅に近いかなどの利便性などを考えて選ぶと思います。

大竹市市営住宅設置及び管理条例施行規則の第2条の7には、敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、または出水のおそれがある土地、そのほかこれに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置を講ずる。同じく、同2条の8には、日照、通風、採光のことがいろいろ記載されております。本規則を遵守することにより、安心で快適な住居を得ることができるようになっていくわけでございます。にもかかわらず、土砂災害が起きるかもしれない場所、日当たりの悪い場所、利便性の悪い場所をわざわざ選択しています。

このような最悪の建設地に対して、市民から建設予定地を変更するよう、昨年9月15日に30名の署名を添えて、平成27年請願第3号が提出されました。市民の請願書は的を射ているということで、私たちは請願第3号を採択してもらうために、他の議員にお願いをしましたが、これを認めない議員の多数で、本請願は不採択になりました。

市営住宅御園団地6号棟建設予定地は、珍しいぐらい条件の悪い建設予定地だと私は考

えております。財政面から見ても、日当たりが悪く、北向き玄関、大雨が降るたびに土砂災害の心配をしなければならない。このような建物で、果たして、80戸が満室になるのか疑問が残ります。

アパートの共用費は居住している方が分担しますから、満室にならないと、その分、個人負担が高くなります。加えて、空き家があると家屋の傷みは速くなります。これらの営繕費は行政からの持ち出しになり、将来に財政負担を残すこととなります。

市民の生命と財産を守らなければならない立場の行政が、岩国大竹道路の工事に間に合わないなどと考えて、人命と工事をてんびんにかけて、本件を進めることが、私には到底理解できません。

議案を提出するのは行政ですが、審議し、議決するのは議会です。その意味合いからいうと、最終責任は議会にあると、私は考えています。

繰り返しますが、建設予定地は日当たりが悪く、土砂災害・土石流に見舞われる可能性がある場所です。そこにあって市営御園団地6号棟を建設し、土砂災害等に見舞われ、仮に人命が失われるような災害が発生したときに、誰が一体責任をとるのか。人命のかわりはありません。その重さをどう償うのか、誰も償うことはできないでしょう。そう考えたときに、私は責任とることができませんので、議案第41号、第42号、第43号に反対をするわけですが、この業者さんそのものは、Aランクの業者さんというふうに聞いてますので、大変お気の毒ですが、これが進みますと、本建屋が建ってくるということで、そういう意味合いをもって、41号、42号、43号に反対をいたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

3番、賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 私、この3件の議案に対して、賛成の立場で討論に参加をいたします。

まず、この議案そのものは、先ほど、同僚議員の賛成討論にもありましたように、一般競争入札を終えて、仮契約を済ませている物件に対して、工事請負契約の可否を求める目的の議案でございます。落札業者は、その資格、実績など、全て要件を満たしておりますので、契約締結自体を否定する者はないものだと考えております。

建設場所は、いかがなものかという議論につきましては、これは、もう既に先ほども話ありましたように、平成25年2月、3年以上前に、生活環境委員協議会で、御園6号棟の整備方針が示されております。

その後、25年度当初予算から基本設計業務委託が計上され、予算も追加をし、翌26年、27年と継続的に建設に向けての予算が認められて、現在に至っておるわけでございます。

認められているということは、議会で承認をしておるということですから、これをこの時点で、あれはうそやったと言うわけにはいかないというふうに考えます。

その間、この事業が発注に至るまでは、これは国の補助事業でございますので、国との長い間の協議で、交付申請、交付決定、大変苦勞して、この事業の推進を図っております。多くの時間や人手を費やしておるわけでございます。よって、この事業がここでやめるといこととなりますと、この時間や経費、全て無駄になってしまいます。時計を3年前に

返すわけでございます。そのことによって、もちろん経費だけでございません。国や県などの関係機関との信頼関係が損なわれてしまいます。そのことは、今から市の事業、いろんな事業を取り組んでいかにやいけませんけども、そのことに対して大きなデメリットになるんだろうというふうに思います。

また、敷地の安全性に関してでございますけども、確かに土砂災害警戒区域に指定をされておりますけども、これは土砂災害というのは、イエロー区域とレッド区域ありますけども、レッド区域については、何らかのすぐ措置をしていくという形になるかと思っておりますけども、イエロー区域というのは、大竹市内だけでも数多くあります。そこらじゅうあります。それは土砂災害の危険が及んだときに、いち早く避難をする、あるいはその地域が指定をされてますよということを周知をする、そういう目的で土砂災害法ができていますので、その目的をしっかりと考えながら、今の6号棟に関しても、安全対策等を施しているというふうに考えております。

そのことで、建築許可が出る前に、宅地造成は既に終わっておりますけども、これについては開発許可申請というのがありまして、それも大変厳しい県の許可の審査を受けて、開発許可を取得し、造成工事も完成をしております。また、その完了検査も受けておるわけございまして、敷地としての安全性というのは確保されているんだろうというふうに考えます。

その中で、今回のこの事業が進んでおるわけでございますので、これを時計を逆回しにするということは、本当に市にとって大変なマイナスになるというふうに考えますので、以上の理由により、この3件の議案についての賛成討論とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ただいま審議されております議案41号、42号、43号に、市民の安心・安全を守る立場で反対討論を行います。

先ほど来、議会で議決されてきたことだという御意見もございました。安全・安心対策を施しているというお話もございました。今、もとに戻すと、国や県との関係が悪くなるというお話がありました。しかし、だからといって危険な箇所に公営住宅を配置してよい、こういうことには、私は結論はならないのであります。

本市営住宅の建設は、土砂災害警戒区域で、日照権が悪いということも審議の経過で明らかにされております。土地の有効利用を図ろうとする行政の思惑が、私にはかいま見えてなりません。高齢者や物言わぬ社会的弱者を危険区域に追いやる。このような政策は行政としてとるべきではないと考えます。高齢者や低所得者など社会的弱者こそが、安心・安全に生活できる施設を提供してこそ、市民に喜ばれる行政であると考えます。

このようなことから、私は、市民を大切にすべきということで、終始一貫、最初から反対をしておりました。

国土交通省によりますと、土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域、危険の周知、警戒避難態勢の整備が行われますと規定しています。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、市町村は、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達や救助などの態勢を定める、法第7条。また、高齢者、障害者、乳幼児などの防災上、配慮を要する者、災害時要援護者が主に利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう情報の伝達等を定める、法第7条第2項。災害時要援護者の利用する施設では、各施設ごとに避難場所と避難経路を検討すべき旨が規定されています。

このように土砂災害警戒区域には、最小限の条件が付されているということは、これほど危険な地域であるということと私は思います。

現地は、広島県の調査で、新たに新町川支川からの土石流による土砂災害警戒区域に指定されており、二重の土石流の警戒区域とされています。

公営住宅法では、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、また転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すると規定しています。社会的弱者は、健康で文化的な生活を安心・安全に過ごせるよう提起しているものと私は考えます。

6月16日の生活環境委員会の質疑で、市長は、先ほどの委員と同様、イエローゾーンについて、大竹側には山手側に人が住めなくなるという風評になってしまいますと発言をされました。私たちは、市営住宅などの公共住宅などの公共施設を土砂災害警戒区域に建設すべきでないとし申し上げております。もちろん個人が住宅を建設されることは自由です。個人の住宅と公共の施設をごっちゃに考える。ここに私はこの問題の本質があると考えられるわけでありませぬ。

近年、異常気象で災害が多様化しています。局地的なゲリラ豪雨は各地で土砂災害を引き起こしています。今月の20日から23日にかけて、集中豪雨でも熊本を初め福山などで多くの災害が発生いたしました。土砂災害の危険から身を守るのは自分自身です。しかし、危険箇所市営住宅が配備されては、住民は防ぎようがありません。

私は、市民の安全と安心の生活を守るために、土砂災害警戒区域に公営住宅などの公的な施設を配備すべきでないということを強く申し上げて、反対討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

2番、末広議員。

○2番（末広和基） 私も議案第41号、42号、43号の工事請負契約の締結について、3件全ての議案について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

議案本題につきましては、建設にかかわる業者選定や内容等については、同一会派委員よりの賛成討論の中にございましたので割愛させていただきますが、その件については、同様に賛成とさせていただきます。

しかしながら、私もまだ1年の経験で、これだけ重要な議案を賛成する。確かに、反対討論の中にありましたような要件が、それをみずから問いかけて賛成を投じることについての判断をするには、大変情報が不足しておりました。自分なりに、この件に関する10年間の過去の先輩の皆様が残されている情報について、さかのぼって勉強させていただきました。

そういう中に、ちょっと話は変わるかもしれませんが、今現在、各地方自治体は、公共施設の再整備計画の策定のさなかにあります。当然、公共住宅の維持向上計画にも、これは適用されるはずですし、策定にはその事案も盛り込まれることだと思います。

大竹市においては、県内各市と比較しても、公共住宅の割合が多く、また、老朽化についても倍以上の状況にあるとわかりました。ですから、この6号棟の建設だけで議論されているわけではなくて、公共の市営住宅の再整備計画のテーマの一部として、このたびの建設計画があることを前提にしなければならぬんだということが、勉強の中からわかってまいりました。

そのことから、過去から議論されている、また、きょうもお話でありました懸念項目については、判断項目を大きく分けて、3つが議論されているように思います。さまざまな手続論は本論から外れますので、外させていただきますけども、1つとして、建設用地は南側に傾斜地を背負い、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の情報を受けとめた上で考察することが必要であると。2つ目に、建設後の日照時間の実態を想定して考察すべきであること。3つ目に、予定地周辺の岩国大竹断層についてを考察すること。この3つが大きな要件のように思います。

まず、最大の危険と被害が想定される活断層の関連について、また、想定される地震について、判断するためにいろいろ勉強してまいりました。ここに東京大学出版会の日本の活断層分布図と資料の一部を抜粋した資料が、会派の勉強会資料として、みんな勉強しております。

これは専門家の視点で、この岩国大竹活断層の情報整理されたもので、その一部をちょっとお話させていただきたいと思うんですが、この活断層は、1万年から1万1,000年前に、一番最近はそのころに動いている断層だということです。その前は2万8,000年前前後ということで、1万7,000年置いて1万1,000年前に動いている断層だということです。

将来の活動時の地震の規模としてはマグニチュード7.6、この前の九州の熊本地震に想定されるぐらいのエネルギーがたまっていると。ずれの程度は2メートルぐらいだということです。

将来の発生確率として、30年以内の発生確率は0.03から2%ぐらい、ちなみに比較の対象として、98の活断層の中で、皆様方の御記憶に新しい1995年の兵庫県の南部地震、この地震、活断層の当時の30年確率が0.4から8%、大体1桁、危険度が高い活断層であったと。活動の平均間隔で言えば、1,800年から3,000年ということで、桁が1桁違います。

しかしながら、地震の発生確率ですから、起こってしまえば100%、熊本の地震も起こらないと言われていた活断層でした。ですから、発生確率のみでは安心できるとの判断はできません。しかしながら、我々は議員として、責任ある判断を要求されております。その立場として、総合的考察を踏まえて、気の遠くなるような1万年スパンの要件を、あすがその日かもしれません。でも、それを要件として優先するわけにいかない。確かに、心は締めつけられます。そういった意味で、総合的に判断させていただいて、この活断層についての条件は外させていただきました。

次に、話題によく出ます土砂災害の危険性、その対策について考察してみました。昨年

9月、最初の議会で、委員会ですけども、その判断を求められました。私としては、まだまだ情報不足で自信のある判断ができる状況ではありませんでしたので、せめて情報として、斜面の土質と断面、山の角度ですね、これを情報提供いただきたいということで、防護壁の設計についても御説明いただいた上で、建設計画賛成の立場で賛成票を投じさせていただきます。

今回の最終契約の議案判断の前に、まだまだ判断情報の不足がございましたので、現地を自分の目で見て、肌で感じて、図面や写真では実感できない、実際の山肌からの距離や傾斜の状況、山の高さ、土石流の通り道になるであろう谷の位置、過去からの土砂の流出ぐあい、崩落ぐあいなどを見聞してまいりました。

次に、さまざまなこの地域の土質や樹木の状態と土砂崩れの関係性などを表現する文献などを読ませていただいて、防護壁の存在を前提に賛成できる状況にあるという判断に至りました。

最後に、日照時間についてでございますが、現地の冬至時期だけの日照時間が議論されております。大変違和感を持ち続けています。山の高さに加えて、木漏れ日も想定できる、木の高さの20メートルを加えての日照時間の試算です。そこまで考察すべきであるのであれば、春夏秋冬、年間の日照時間も想定して考慮すべき案件だと考えております。

ちなみに、現地は、春・秋には数時間以上の日当たりが望めておりますし、計算値ですが、4時間以上です。山際の家庭菜園や農地にも立派な野菜が育っております。夏などは、恐らく、日の当たらないと称されている1階にもすだれが要るんじゃないかということを感じました。

つけ加えて、傾斜地の周辺の杉林、ここについて、ちょっと長くなりますが、お話させていただきます。

大竹市においても、ひろしまの森づくり事業の一部として環境貢献林整備事業、すなわち主要道路沿いや集落周辺の杉・ヒノキの人工林の間伐、災害の危険性の高い溪流付近、河川やダム周辺での杉・ヒノキの人工林の間伐などの事業が行われている。

もし、この地域の杉林の間伐した場合のメリットとデメリットを考察するために、林業の専門家にもお話を伺いました。早速現地の山を見回っていただき、写真撮影、手入れの状態などを把握の上、森林組合の御専門にも問い合わせをいただいております。間伐により日照は、投下率、すなわち木漏れ日が数倍となり、うれしいことに、残した杉の根が横に広がること、灌木や下草の成長が保水力の改善や土壌の崩落・流出には大変効果が望まれておるとのことでした。

間伐事業の実現性は未定ですけども、間伐作業の難易度や間伐材の搬出や周辺の道路事情などを勘案すれば、総合的に見て、十分な可能性と希望を感じ取れるものです。

以上、長時間にわたりましたが、責任ある賛成の判断をするための学習と情報収集、専門家の御協力の経緯を述べさせていただいたことで、私の賛成討論とさせていただきます。

最後に、議案が承認された場合、建設工事が進む中で、恐らく遠くから建設現場を眺めながら、この建物への入居を検討いただくであろう皆様へ、少しでもお役に立てばと思ひまして、願いつつ討論を終了いたします。



○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 議案第41、42、43号を反対の立場で討論させていただきます。

今、3名でしたかね、賛成討論されたんですが、余り説得力はない賛成討論だと思えます。なぜかといいますと、もう既に数年前に補正等で契約をされたと、そういう案件であると。私も、この業者に対して不満を持っているわけではありませんし、立派な業者だと思っております。

先ほどから反対討論をされました議員と少し違う角度から申し上げたいと思います。

この最近、非常に大きな大雨が降りまして、日本全国、何十年に1回とか、過去にないというような、100ミリを超えるような想定外の雨量が降ったというようなことは、皆さん、当然、御記憶に新しいと思えますし、大竹市も当然警報が出ましたら、対策本部も置くと思えます。想定外のことを考えておられない賛成討論が非常に多い。地震でも土砂災害でも地すべりでも、今からどういうことが起こるかわからないと専門家は言っておるんです。だから、今回の九州や中国地方を含めて、100ミリを超える大雨が降ったわけです。

大竹市も一昨年でしたかね、たしか六十何ミリ、その倍以上の雨量が降るとのわけですよ。何カ所も、九州で。今、大竹市の雨水排水は、30ミリから35ミリ程度の管ですよ。国の基準は50ミリリットルを想定しての管ですよ。もうその倍以上の国が指定した補助金をもらう、交付金をもらう、その容量の倍以上のものが、九州あちらこちらで降っておるんですよ。

2年前、3年前に話をしたじゃないかと、決めたじゃないかと。皆さん、これ、レターボックスに入ったと思えます。28年6月16日、済みません、協議会で。広島県土木建築局土砂法指定推進担当課長、広島県西部建設事務所廿日市支所長、大竹市長と、この三者の連名で、土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難態勢整備に係る説明会の開催について、8月4日に行うという案内です、これ。何て書いてあるか。これ読んでも賛成されるんかと。読まれたのかどうなのか。この法律は、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制と書いてあるんですよ。抑制の同義語は何です。抑止でしょう。

市長みずからが、新しいところに、こういうところには建てるのは抑制しましょうねと言いながら、みずから建てようと。私らも賛成だと、賛成議員は。この文書を読める人だったら、理解できる人だったら、今まで建っているのは、先ほど山崎議員も言われましたように、市長が言われたように、今まで建つところを、それは大竹市には土砂警戒区域は、ほとんど後ろにある、山がすぐ迫っておるんで、ほとんどのところが土砂警戒区域であると。だから、危険でない区域というのは、本当に限られるんだと。そのとおりだと思います。現状はしょうがないんですよ、もう。

だけど、新規に建てようとするものについては、抑制しなさいねと言って、みずからが言っておられるんですよ。抑制イコール抑止でしょう。じゃあ、何で「土砂災害ポータルひろしま」というものを広島県がインターネット上で、こういう注意喚起をしたのか。危険があるからしたわけでしょう。危険がなげにゃこんなことする必要ないんですよ。こん

なインターネット上でホームページなんかつくる必要ないんですよ。市民に呼びかけることもない。

民間が建てるんなら、それは自由ですよ。そこに入らなきゃええし。採算が合わなきゃ、それで、そのアパートなりマンションは使わなきゃいいんですけど。でも、代替施設としてつくる、これはアパートです、御園2号棟、3号棟は。抑止という言葉をよくかみしめながら、広島県から言われたこと、これについてよく考えていただきたいと思います。

以上、反対の討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

14番、原田議員。

○14番（原田 博） 私は、議案第41号、42号及び議案第43号の3件について、賛成の立場で討論をいたします。

今3件の議案は工事請負契約でございますが、先ほどの反対討論、また、賛成討論等にはありましたが、これまで平成27年12月補正予算を含め、日照や土砂災害警戒区域に指定されているなど、懸念、問題点が指摘されてきました。つまりはイエローゾーンに建設するのは本当に大丈夫なのか、入居者の安心・心配はどうなのかなど幾多の項目・事案が上げられてきたことは、皆様には御承知のことです。

このような心配事に対しまして、執行部は、これまで、がけ崩れに対する土砂対策のための擁護壁を特別に設置するなど、住宅管理者として、市営6号棟の安心対策、土砂災害から市民の生命・生活を守るため、検討を何度も重ねながら、それらの実現に取り組んでいることを繰り返し説明をしてこられたものと私は受けとめています。

さて、私があえて申し上げるまでもなく、土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域、つまりはイエローゾーンに指定されますと、市民みずから危険から逃れる行動ができるよう、行政としては、危険の周知、情報伝達、警戒避難態勢等の整備が求められます。

一方、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンに指定されると、住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為が許可制になったり、建築物の構造規制あるいは建築物の移転等の勧告など、建設されます本体部分が制約を受ける対象物となります。

端的に言えば、イエロー区域等は、崩れてきた土砂によって建物が破壊されるようなことを想定された区域ではない。また、イエロー区域については、仮に発生した土砂等による衝撃の力は、建築物の耐力よりも低いことが想定される区域だと理解をしています。

加えて、鉄筋コンクリートづくりの堅牢な建物である6号棟は、豪雨等による土砂災害等に対しては、建築内部、特に2階以上においては、さきに申し上げた点を考慮しても、さらなる安全性が確保されているものと考えられます。さらには、場合によっては2階以上への垂直避難など、適時適切な避難行動により、高い安全性が担保できるということも留意する必要があると思います。

もちろん入居希望、申し込まれます方々には、土砂災害警戒区域、イエローゾーンであることは事前に十分にお知らせし、それを承知の上で御入居いただくことが必要です。

私たちは、一昨年8月には、本市の豪雨被害、そして広島市の豪雨土砂災害など災害の脅威を肌で経験いたしました。また、消防団、職員、関係者の皆様には大変な御苦勞を

おかけしましたが、先日から何度も繰り返されています大雨による土砂災害警戒情報発令時での大竹市災害対策本部の設置など、九州などに大雨を降らせた梅雨前線は、広島県にも被害を与えました。東部の福山市では、川が決壊し、住宅街が冠水しました。全国各地への記録的な大雨被害、土砂災害の発生など自然の猛威、災害の巨大化はおさまることを知りません。

そのようないかなる状況下であっても、市民の安心・安全の提供は、私たちがかわる大きな役割、責任の1つです。そのための限りない活動が、とわに求められています。

市営6号棟に入居したから終わりではありません。入居後も、台風、大雨など実際の災害を想定した広報活動あるいは日ごろからの災害に関する啓蒙活動など、これからも地域の安心・安全に向けた対策の大切さは申すまでもありません。

確かに心配、リスクの声は尽きません。しかし、一方では、その厳しい心配の声を真摯に受けとめた執行部の説明には、本市の安全への意欲、姿勢を感じ取る認識できるものがありました。

以上、るる申し上げましたが、賛成討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、議案第41号、議案第42号、議案第43号を除く2件を一括採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 平成28年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第8、平成28年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、原田 博議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|-----------------------------|-------|-----------|
| 平成28年 請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択 について | 採 択 | 28. 6. 14 |

平成28年6月15日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 原田 博

〔総務文教委員長 原田 博議員 登壇〕

○総務文教委員長（原田 博） 総務文教委員会に御付託いただきました請願1件につきましては、6月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成28年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございますが、本件は、大竹市職員労働組合執行委員長 榎原研介氏から提出された請願です。

その趣旨は、「今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。ついては、地方財政の充実強化に向けて、地方

自治体からの意見反映を強めるため、意見書を政府に送付してほしい」というものです。

審査におきましては、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「都市、税財源の充実確保については、大竹市でも全国市長会を通じて国に提言をしている。意見書の中にあるトップランナー方式については、地方の頑張りを引き出す改革の1つとされているが、地方交付税全体を引き締めようとするものに映る。頑張る者の取り組みを促す仕組みと言いながら、これまで頑張ってきた自治体に多く配分するという仕組みにはなっていない。また、先進的な自治体の取り組みを横に展開するという意図であり、各自治体における差異や取り組みが考慮されなくなるといった懸念も持っている。本市にとっても、トータルとしてマイナスの影響が出ることを懸念している」旨の見解が示されております。

本件につきまして、討論はなく、簡易採決の結果、採択すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） このたびの請願について、基本的には賛成でございます。なぜ賛成かということ、日本の財政の仕組みが、国が多目に税金を集めて、それを再配分することによって、国は自分たちの思いを遂げるといいますか、政策に使っている補助金であったり交付金であったりするわけですが、そういう意味において、多目に税金を取られている地方とすれば、ちゃんと返してねとお願いするのはしごく当然だと思います。

しかし、この6月議会の一般質問を聞いてみて、言いたいこと2つあります。この2つを述べて賛成としたいんですけどもね。大竹市の財政は、いいのか悪いのか。ふるさと納税で大竹駅をどうかしたいと市長がおっしゃってみたり、片方では、大竹市の財政はもう大丈夫だと言ってみたり、さっきの御園6号棟のことも、根底には大竹市の財政事情があるんだろうと、私は思います。

やはり財政に一定のゆとりがあるということは、政策判断がすごく楽になりますし、思い切ったことができますし、大事なことです。そう考えていったときに、国によろしくお願ひしますと。ちゃんと財政的な裏づけをくださいねというのは当然ですけども、一方では、このことも自助とあります。大竹市が財政的にどうしようもない状態にあるのではなくて、大竹市は、財政的に、みずから市民が、ほかのまちに比べて同等の税負担をして、頑張っているにもかかわらず、こういう状況にあるんだというんだったら説明がしやすいんですけども、「大竹市さん。大竹市さんの税率って低いですよ。廿日市も岩国も大竹市よりたくさん税金取っているんですよ。」そう言われるときに、市長は東京へ行ったら何を言うんだろうか。そういう意味で、やはり行政においても一定の自助努力は要る。これ

が1点です。

もう1つは、今回の請願をされた職員労働組合の方ですけれども、職員労働組合というものも長い歴史がある中で、行政から一定の補助金なりを受けていた時代が、昔はたくさんあったんだと思います。それがどんどん見直されて、今、広島県で組合に対して補助金出している、言い方変えれば、組合が補助金を受け取っているというのは、大竹市と竹原市だけじゃないかというふうに聞いております。金額はわずかですよ。金額はわずかですから、こういうものは早目にやめる、そういうプライドを持ってほしいなという気がいたします。

その2つがちょっと気になったんで申し述べておきますけれども、この国は、やはり地方のことをちゃんと考えてくれる。それは言うまでもないことですから、この請願には賛成いたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております平成28年請願第1号に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして、意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（児玉朋也） ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（児玉朋也） 追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

14番、原田 博議員。

[14番 原田 博議員 登壇]

○14番（原田 博） 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書につきましては、お手元に配付しております意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国

税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方財政計画に計上されている歳出特別枠重点課題対応分およびまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） こういう場合に発言するのは初めてなんで、質疑というものが、誰が、もちろん私ですけども、誰に対して質疑をするんかわからないんですけどもね。この場でこういう案が出てきて、いいですか、悪いですかという場ですよ。済みませんが、これは誰に質問するんですか、質疑というのは。

○議長（児玉朋也） 委員長です。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） この内容について質疑をしていいんですか。

ここに案が出てますよね。この案が、今、急に出てきて、言えというわけで、それはおおむねこれでいいと思いますが、この内容について聞こうと思ったら、委員長に聞くんですか。じゃあ、聞かせていただきます。

こういうものは社会一般的に、こうあるべきですよという提案もあれば、どうぞ。私語がすんでからしゃべります。

○議長（児玉朋也） 議運で案は既に配っておりまして、訂正があれば会派で諮って質問してください、事務局に提出してくださいということになっておりました。

以上です。

はい。11番。

○11番（日域 究） こういうものは一般的に、世の中こうあるべきですよという立場での意見書もあれば、我々独自のこと、よそ様はそれでいいかもしれないけど、大竹市はこういう状況にあるんですと。だから、こういうことはしないでくださいという意見書も当然あってしかるべきですね。

一般論とすれば、この5番ですけども、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性



の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行う云々かんぬんと書いてありますね。

これは、例えば、人口が多くて、大きな会社がないような立地条件であればそうだと思います。でも、大竹のように、どちらかというと、大きな会社があって、法人市民税とか、そういう法人関係の税金が多いけども、消費はさほど活発じゃなくて、人口が少ない。こういうまちにおいては、これをやられると大竹の財政力は下がるんです。そういうことを踏まえて、この文書をつくりましたかという気がするんですけどもね。国はこういうふうに持っていきたいと思っていると思いますよ。だから、大竹市の都合を言うのであれば、この5番目はいかなという気がしたんですけども、質疑をしていいということですから言ってしまうんですけど、もし何か御意見というか、答弁があればお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 14番、原田議員。

○14番（原田 博） 申しわけないんですけど、何でこのタイミングでこういう質疑をされるのか、とてもまず疑問に思います。その質問を遮ること、質疑を遮ることは申すまでもないんですけど、会派の代表の方を含めて、そういう形で既に資料を提供しておりますし、先ほど議長の話でありましたように、議会運営委員会、または総務文教委員会において審議して、先ほど、自分自身、委員長という形でもって報告をさせていただいております。

つまりは何が言いたいかといったら、既にこういうことについては完結しておると、そういうふうに理解をいたしております。こういうことがあれば、事前にそういう形でもってお話というか、していただければ、今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） よろしいでしょうか。

○11番（日域 究） 議運というのは、本会議へ臨むに当たっての準備作業ですから、確かに、私、そこはわからなかったことは反省します。でも、この場で質疑をやって、討論やって、物を決めるという、これが最終決定の場ですから、だから、この場において質問するのはけしからんと言えば、この議会の制度を否定することになります。

だから、私が言うてはいけなかったんだろうか、でしょう。

もう1回、議運というのは、会派でやるというのは水面下の事前の準備じゃないですか。ここで言うことを気にされたら、何も公式発言はできないですよ、私は。ちょっと議論してほしいんですが、そちらで。

○議長（児玉朋也） 14番、原田議員。

○14番（原田 博） さきに申しましたように、議運では提案のいわゆることについて、どう諮るべきかということでもって諮ります。それを受けて、先ほど申しましたように、総務文教委員会に付託されて審査したものでございます。当然、委員会の中では、委員外発言ということも認められておりますから、その際に何で言ってもらえないのかと、そういうふうに疑問を持ちます。

何で、それじゃあ、こうなのか。それじゃあ、何のために事前にそういう資料を配付していったのか。まさに議会の根幹のそういう話になろうかと思えます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 納得していただけたでしょうか。

○11番（日域 究） 今のは本末転倒であって、確かに、私が言ったことは、大竹市議会の慣例からは外れている。申しわけない。こういうことで意見を言ったことはないですから。でも、私個人の立場で言えば、今、この案をもらって、ちょっとおかしいよねと思っただけです。それを議運で決めたから本会議ではもう言うべきじゃないと言え、それは主客転倒というのは、こういうことを言うんだと思います。この場がほんちゃんですからね。

○議長（児玉朋也） 日域議員におかれましては、質問があれば通告をお願いしたかったと、そういうふうに考えております、この場での場合。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） ものではありませんけど、議事進行上、通告をいただければ助かったと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

1 1時34分 休憩

1 1時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 再開します。

先ほど議運で意見書は皆さんに提出させていただきまして、会派でもって協議をして、意見があれば、事務局のほうに提出してくださいというようなことになっております。そういう取り扱いになっております。

この本会議場で意見がある場合は、事前に通告を出していただきたいと、そういうふうに思っております。

○11番（日域 究） それがルールであれば、そのようにおっしゃっていただいて結構です。ただ、それがどうかと思いますから。ただ、私、別にいちゃもんつけるわけじゃなくて、この文書の内容について、少なくとも大竹市にとっては余りいい条項ではないですよと気がついたから言っているわけであって、それ以上でも以下でもないです。それでいいんだったら、もちろん結構です。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） いろいろ御迷惑をおかけしました。

でも、今委員会に付託をしませんと決めたじゃないですか。極端に言えば、付託してもいいんですよね。そこで内容について議論すれば、それこそいいね、皆さんが納得する、少なくとも全員納得しないにおいても、それなりのものできるかなど。安易に事務局にお任せしてというか、誰にお任せしているんか、私、わかりませんが、お任せしてきたということは自分も反省してますけどもね。こういうことについて意見を言う場が余りなかった。水面下で言うのはありましたよ。あったでしょう。でも、公式の場で委員会とかでやる場がなかった。だから、物によっては委員会の付託を省略するという何を踏襲していくことでもないですから、これから私も気をつけますけども、また、この議会の運営についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 閉会中の継続調査及び審査の申し出について

閉会中継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の案件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 調 査 案 件 | 理 由 |
|----------|--------------|
| 公共交通について | 継続して調査を要するため |

平成28年6月16日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番 号 | 件 名 | 理 由 | 付託年月日 |
|----------------|--------------------|-----------------------------------|-----------|
| 平成27年 陳情第2号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 旧小方小・中学校跡地の利活用の動向を踏まえて審査する必要があるため | 27. 9. 29 |

平成28年6月17日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

小方地域まちづくり対策特別委員長 細川 雅子

○議長（児玉朋也） 日程第9、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長及び小方地域まちづくり対策特別委員長から、目下、各委員会において調査及び審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、午後1時より第1委員会室におきまして議員全員協議会を開催い

たします。関係者は、お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

定例会閉会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

いずれの案件につきましても、原案のとおり議決を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

先週22日から九州地方を中心に大雨となり、大竹市でも夜中に土砂災害警戒情報が出るなど、大雨となりました。23日の午前1時半に災害対策本部を設置し、約200名の職員が朝まで対応に当たり頑張ってくれました。今後もこのような大雨や局地的なゲリラ雷雨などは、珍しいことではないと思っております。市民の皆様のお安心・安全のために、今後もしっかりと対応してまいりたいと考えております。

これから暑い夏の季節に向かおうとしておりますが、議員の皆様方におかれましては、どうか御健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時43分 閉会

(28. 6. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月27日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 原 田 博

大竹市議会議員 山 本 孝 三